

# 都留市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針

## 第1 目的

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（以下「法」という。）に基づく、国及び県の基本方針に即し、「都留市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」（以下「方針」という。）を定め、公共建築物等への県産材等の利用促進を通じて、健全な森林の育成や地球温暖化の防止、循環型社会の形成に資することを目的とする。

## 第2 公共建築物等における県産材等の利用の促進のための施策に関する基本的事項

### 1 県産材等の利用を促進する公共建築物

公共建築物を整備する者は、県産材等の積極的な利用に努めるものとする。

本方針における公共建築物とは、広く市民の利用に供される公共性の高い建築物をいう。（地方公共団体以外の者が整備する建築物を含む。）

公 共 建 築 物			
教育施設	学校等	運動施設	体育館等
社会福祉施設	老人ホーム、保育所等	住宅施設	公営住宅等
社会福祉施設	図書館、公民館等	行政施設	庁舎等
医療施設	病院等	その他公共交通機関の施設及びコミュニティ施設等	
公園施設	ベンチ・パーゴラ等		

### 2 県産材等の利用を促進する公共建築物の範囲

低層の公共建築物を整備する者は、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること、又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる場合を除き、木造化に努めるものとする。

ただし、木造と非木造の混構造とすることが、耐火性や強度に優れ、間取りなど建築設計の幅も広がる場合には、その採用についても検討するものとする。また、災害時の活動拠点等に必要な施設、治安上等の目的等から木造以外とすべき施設については対象外とする。

なお、平成26年6月4日に木造建築関連基準の見直しを含む建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）が公布され、平成27年6月1日に施行された。これにより、3階建ての木造の学校や延べ面積3,000平方メートルを超える木造建築物等について、一定の防火措置を行うことで主要構造部の木材を防火被覆せずに見せながら使える準耐火構造等での建築が可能となったことから、当該基準の見直しに係る公共建築物についても、積極的に木造化を促進するものとする。

また、建築基準法等において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、近年進展の見られる木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木質耐火部材の

活用等により木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

さらに、平成28年3月及び4月には、CLT（直交集成板）に関する建築基準法に基づく告示（強度、一般的な設計方法等）が公布・施行され、これにより、一般的なCLTパネル工法による建築物については国土交通大臣による個別の認定が不要となり通常の建築確認手続で建築できるようになるとともに、CLT等の面材を燃えしろ設計で利用できるようになった。これらを踏まえ、同工法の採用や部分的なCLTの活用により、木材の利用の促進の契機となることが期待される公共建築物についても、木造化を促進するものとする。

### 3 施策の具体的方向

公共建築物を整備する者は、建築材料はもとより、公共工事など建築材料以外の各種製品の原材料としても、新たな木質部材を含む県産材等の利用に努めるものとする。

#### (1) 公共建築物

木造化に努めるものとする。木造化が困難と判断される場合でも内装等は木質化に努めるものとする。

また、建築物における木材の需要の拡大のため、CLTや木質耐火部材等の新たな木質部材の活用を努めるものとする。

#### (2) 公共工事

県産材等を利用し、環境に配慮した自然共生型の工種・工法の採用に努めること。

#### (3) その他

公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文房具等の消耗品については、県産材等製品の導入に努めるものとする。また、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマス由来の燃料を使用するものの導入に努めるものとする。

## 第3 市が整備する公共建築物等における県産材等の利用の基本的方針

### 1 市有施設の木造化・木質化

(1) 市有施設の建築にあたっては、次に掲げるものを除き、地上2階建て以下かつ延べ床面積が3,000m<sup>2</sup>以下の施設は木造化に努める。

- ①建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化をすることが困難な場合
- ②著しく費用を要するなど、費用対効果の観点から木造化が適当でない場合
- ③施設の内容や、構造に要求される性能・耐久性等により、木材の利用が困難な場合
- ④施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な場合
- ⑤その他、木造化することが困難な場合。

(2) 木造以外の施設にあっても、木質化が可能な床や壁等の内装材については、法令の規定により制限等がある場合を除き木質化を図る。

さらに、木造化や内装等の木質化に当たっては、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、CLT、木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に取り組むものとする。

(3) 市民の健康的で安らぎのある公共空間を供する施設や地域のシンボリックな施設、また多くの市民の利用が見込まれる施設は、重点施設としてより積極的に木造・木質化に努めるとともに、ロビー・応接用テーブル・イスなどの備品等に県産材等を用いた製品を積極的に使用する。

## 2 公共工事等における県産材等の利用

市が実施する公共工事においては、工事箇所の周辺環境や利用上のコスト、施設としての必要な性能等を勘案しつつ、県産材等や県産木製品等の利用に努めるものとする。

## 第4 その他公共建築物における県産材等の利用の促進に必要な事項

### 1 コスト面で考慮すべき事項

公共建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易となるよう設計上の工夫により維持管理コストの低減を図るものとする。

この場合、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについても十分留意するものとする。

さらに、木造の建築物の整備の検討に当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数については木造の建築物のものが非木造の建築物のものに比べ短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った木造の建築物については、長期にわたり利用が可能であることも考慮する必要がある。

### 2 体制の整備に関する事項

市は、県産材等の円滑な利用を推進するため、関係機関との円滑な連絡調整等を行う。

### 3 普及啓発に関する事項

市及び木造施設の管理者は、市民及び施設の来訪者に木のぬくもりや香りなど木の良さ等の普及啓発に努める。

また、地方公共団体以外の者が整備する公共建築物においても、積極的に県産材等が利用されるように、建築物の整備主体に幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るよう留意する。

## 附 則

この基本方針は、平成24年1月27日より適用する。

この基本方針は、平成30年8月1日より適用する。